

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年十二月二十二日奈良県指令高土第二八一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年四月十一日高土第八九三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年四月十一日高土第三六八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市磯壁六丁目二九三番一の一部、二九三番二、三〇〇番二及び三〇一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番一 一 号

一 建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

堺市堺区一条通一三番二〇号

有限会社デイルエステート 取締役 世古尚崇

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市磯壁六丁目二九三番二、三〇〇番二及び三〇一番三

水路 香芝市磯壁六丁目二九三番二及び三〇一番三の各一部